

3-2 身体障害者デイサービスに係る障害程度区分調査票

	項目		判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排泄	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。

上記の項目のうち次の区分を設定する。

【区分1】 ①から④までの項目のうち「全介助」が3項目以上の場合

【区分2】 区分1に該当しない者で①から④までの項目のうち「全介助」又は「一部介助」が3項目以上の場合

【区分3】 区分1又は区分2に該当しない者で①から④までのうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の場合

ただし、豊岡市障害者自立支援認定審査会において障害程度を認定している利用者については、次の表のとおりとする。

認定審査会障害支援区分	身体障害者デイサービスの 障害程度区分
区分6	区分1
区分5	
区分4	区分2
区分3	
区分2	区分3
区分1	